

身体拘束等の適正化に関する指針

1. 趣 旨

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、何より大きな苦痛を与え、尊厳ある生活を阻むものである。当法人は、利用者の尊厳と主体性に基づき、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとする。

2. 身体拘束の基準

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

<緊急・やむを得ない場合の三原則>

ア 切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援方法（看護・介護等）がないこと。

ウ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
身体拘束を行う場合には、この3要件全てに該当することが必要

3. 法人としての方針

身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束適正化検討委員会」等を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件全てに該当した場合のみ、身体拘束を行うことができる。また身体拘束を行った場合は、利用者・家族等への説明・同意を得るとともに、その状況等について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除できるよう取り組むこととする。

4. 身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束等をしない支援の実施に向けて身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の構成員

ア 委員会の委員長は、常務理事とする。

イ 委員会の委員は、事務局長、各事業所管理者（施設長）とする。

ウ 委員会の事務局は、総務課に置くこととする。

委員会の開催

委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、必要に応じて当法人監事、苦情相談委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

委員会の役割

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、定められた様式に従い、身体拘束等について報告させること。
- ウ 身体拘束の事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- カ 適正化を講じた後に、その効果について検証すること。

委員会の記録及び周知

委員会での身体拘束等についての検討内容の記録については、書面又は電磁的記録をもって作成し、その記録は5年間保存するとともに、報告事例及び分析結果等を全ての職員に周知徹底することとする。

5. 身体拘束発生時の報告・やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施することとする。

カンファレンス及び身体拘束の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件全てに該当しているかどうかについて十分に検討・確認した上で、これら3要件全てに該当している場合のみ、身体拘束を行うことができる。

身体拘束を行った場合は、拘束の理由、方法、時間、場所、期間等についての記録を整備するとともに、できるだけ早期に拘束を解除できるよう取り組むこととする。

なお、強度行動障害等により、身体拘束を行うことがあらかじめ想定できる場合については、事前に個別支援計画策定会議等において慎重に検討したうえで、個別支援計画書に身体拘束の理由、方法等を記載し、利用者・家族等に説明をし、同意を得ることとする。

利用者や家族に対しての説明と同意

ア 身体拘束の理由、方法、時間、場所、期間、改善に向けた取組み方法等を利用者・家族等に説明をし、同意を得ることとする。

イ 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている拘束の内容、方向性、利用者の状態等を確認し、同意を得た上で実施することとする。

拘束の記録と再検討

運営基準上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(別紙1)の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存し行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにすることとする。

拘束の解除

の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その場合には、利用者・家族等に報告することとする。

その他 委員会を開催できない場合等

例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)では、委員会を開催できない事が想定されることから、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録し委員会に報告することとする。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ア 徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- エ 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- オ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- カ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようなイスを使用する
- キ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ク 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ケ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- コ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する

6．身体拘束等適正化のための職員教育・研修

支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行うこととする。なお、研修内容の記録については、書面又は電磁的記録をもって作成することとする。

研修の内容等

- ア 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- イ 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ウ その他必要な教育・研修の実施

7．指針の閲覧

当法人の「身体拘束等の適正化に関する指針」は、当法人の運営規程に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように各施設の掲示場に提示するとともに、ホームページに掲載することとする。

8．その他 日常の支援における留意事項

利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束リスクを除くこととする。

利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施することとする。

責任ある立場の職員が率先して法人全体の資質向上に努めることとする。

管理者、サービス管理責任者、生活支援員等、幅広い職員が率先して法人内外の研修に参加するなど、法人全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを構築することとする。

身体拘束適正化のため利用者・家族への説明・同意を行うこととする。家族と利用者にとって良好な環境・支援について検討し、身体拘束を希望されても、そのまま受諾するのではなく、代替可能な対応の検討を行うこととする。

(附則)

この指針は、2022年 4月 1日から施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記の を満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
2. ただし、早急に解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法(看護・介護等)がないこと。
 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 場所・行為(部位・内容)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束の開始及び 解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設長 印

記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏 名 印

(本人との続柄：)

身体拘束発生時の報告・やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

施設等で身体拘束の必要性が懸念される事態の発生

